

議会運営委員会会議録

(開会中 平成31年3月7日)

長 与 町 議 会

長与町議会運営委員会会議録（開会中）

本日の会議 平成31年3月7日

招集場所 第1委員会室

出席委員

委員 長	喜々津 英 世	副 委 員 長	金 子 恵
委 員	安 部 都	委 員	西 岡 克 之
委 員	岩 永 政 則	委 員	河 野 龍 二

欠席委員

なし

出席委員外議員

議 長	内 村 博 法	副 議 長	山 口 憲 一 郎
-----	---------	-------	-----------

職務のため出席した者

議会事務局長	谷 本 圭 介	議 事 課 長	富 永 正 彦
参 事	森 本 陽 子		

説明のため出席した者

町 長	吉 田 慎 一 君	副 町 長	鈴 木 典 秀 君
教 育 長	勝 本 真 二 君	教 育 次 長	森 川 寛 子 君
総 務 部 長	山 本 昭 彦 君		

本日の委員会に付した案件

- (1) 追加議案等について
- (2) その他

開 会 16時42分

閉 会 17時13分

○委員長（喜々津英世委員）

皆さん2日間にわたる一般質問はお疲れ様でした。まだ明日午前中残っておりますが、よろしく申し上げます。皆さんお揃いですので、ただいまから議会運営委員会を開会をいたします。

会議次第により会議を進めますので、審議のほどよろしくお願ひいたします。

執行部から追加議案が提出されました。追加議案の概要説明をお願ひをいたします。

吉田町長。

○町長（吉田慎一君）

定例会中の大変お忙しい中、またお疲れの中、議会運営委員会を開催していただき誠にありがとうございます。今回追加でお願ひいたしますのは、長与町立小中学校の空調設備設置工事に係る請負契約の締結に関する議案でございます、3件でございます。

提案内容につきましては、今から所管の教育委員会から説明をさせますので、よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（喜々津英世委員）

ありがとうございました。それでは議案の概要説明をお願ひいたします。

森川教育次長。

○教育次長（森川寛子君）

それでは教育委員会所管の提出議案について御説明を申し上げます。2月27日に入札を行いました小中学校空調設備設置工事につきまして、請負契約を締結したいので議案を提出させていただきました。今回工事を3つに分けて発注しておりますので、議案が3つとなっております。3議案とも地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものでございます。議案第19号長与町立小学校空調設備設置工事（1）請負契約の締結については、長与小学校と長与南小学校の2校分の空調設備設置工事の請負契約でございます。議案第20号長与町立小学校空調設備設置工事（2）請負契約の締結については、洗切小学校、高田小学校、長与北小学校3校分の空調設備設置工事の請負契約でございます。議案第21号長与町立中学校空調設備設置工事請負契約の締結については、長与中学校、長与第二中学校、高田中学校3校分の空調設備設置工事の請負契約でございます。以上3件でございます。よろしくお願ひいたします。

○委員長（喜々津英世委員）

ただいま説明がありました議案第19号、議案第20号、議案第21号について、日程に追加することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

次に、議案第19号、議案第20号、議案第21号の取り扱いについて協議をいたします。

委員会付託とする場合、8日の本会議で議案上程後、質疑、委員会付託の決議、その後委員会で審査を行い、最終日に委員会報告を行い、討論、採決の流れとなります。

また、委員会付託を省略する場合は、最終日に既に上程された全ての議案の議決後に議案上程、質疑のあと、討論、採決となります。そこで委員会付託とするか、即決とするかについて、まずお諮りをしたいと思います。どなたか御意見ありませんか。

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

入札の状況が分からないので何とも言えないんですけども、これまでは入札契約した段階で工事に入る期間が議会中に入る。例えば9日から工事に入るとかなると議決をしないと入れないという形があるんで、そこら辺のバランスがよく分からないです。いわゆる工事期間の日程が分からないもので、それがあれば即決にしないといけないういし、工事期間に入る期間が少し余裕があるのならば委員会付託でも構わないというふうに思いますけども、その辺が分からないので判断がちょっとしようがないです。

○委員長（喜々津英世委員）

事務局の話では即決の方法として2つあるわけですね。明日一般質問が終わって、議案の質疑、委員会付託が終わったあと、上程して即決するという、そうすると執行部としては早くから工事に掛かれる、工事の準備に掛かれるということではできると思います。それがなければ、先程言いましたように、最終本会議のときに全ての議案が議決後、上程をしてやっていくと。それについては執行部は何か特に御意見があれば、どちらでもいいというか、ちょっと執行部はそのまま話して結構ですが、今の件で即決するか、付託とするかについて、御意見があればお伺いします。

岩永委員。

○委員（岩永政則委員）

今までの慣例からいきまして、契約等については即決をしてきた経過があろうというふうに思います。したがって、今の議論があっています、いつ着工するかですね。それと上程の時期をどうなのかという、その辺りは明確にする必要があるんじゃないかというふうに思うんですけども、いずれにしても契約締結ですから私は即決でいいんじゃないのかいうふうに判断をいたしております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

エアコンは6月からの稼働というところなので、もう日にちがないので1日も早く工事が始められるように、1日も早い即決というところでした方がよろしいかと思います。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員も基本的には即決だという御意見だったと思うんです。ほとんどの方が即決ということのようであります。

それではお諮りをいたします。

議案第19号、議案第20号、議案第21号につきましては、委員会付託を省略し、本会議即決とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

したがって、議案第19号、議案第20号、議案第21号は、本会議即決とすることに決定しました。

ただし、今の本会議が、明日上程するか、工事日程との絡みでどうなのかということについては先程投げかけておりましたので、それについて答弁をお願いします。

森川次長。

○教育次長（森川寛子君）

工期につきましては、契約上3月22日からということでさせていただいております。ただし、契約日はまだ空いており、議決をしていただいたあとに契約をさせていただきますので、工事にはかからないですけれども、事前にいろんな打ち合わせ等が実際に動けるようになりますので、1日も早い契約日を我々は希望しております。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

じゃあ明日朝から議案書を配るということできますね。

それでは明日本会議で上程、即決をするということで決定をいたしました。

続きまして、会期日程について協議をいたします。本定例会の会期につきましては、当初の予定どおり3月22日までとすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。したがって、会期は3月22日までと決定しました。

その他の件について何かありませんか。

ないようですので執行部は退席をお願いいたします。お疲れ様でした。

暫時休憩します。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。議長から説明があると思います。議長よろしくをお願いします。

内村議長。

○議長（内村博法議員）

あと時間もありませんので、今日、昨日から本会議場のマイク設備の調子が悪かったんですよね。今日もいろいろトラブルが発生しまして、その件につきまして事務局の方から現状とそれから今後どうするのかということの説明を簡単に行いますので、明日もありませんので、明日トラブルが無いように抜本的な対策も今後必要になってくると思いますので、その辺り今日オブザーバーとしてパナソニックの方も来ておられますので、

もしお聞きしたい点があれば聞いていただいで一向に構いませんので、よろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

谷本事務局長。

○議事事務局長（谷本圭介君）

昨日、本日と2日続けて新議場放送システムが不具合を起こしまして大変御迷惑をお掛けたいたしました。2月28日木曜日に全ての機能のテストを実施いたしまして、昨日も施工業者立ち会いの下で運用を開始したわけですけれども、残念ながら不具合が起きてしまい誠に申し訳ございませんでした。昨日のマイクの不具合は何かの起因で自動からフリートークモード、いわゆる手元の手動操作状態に移行してしまったということが判明をいたしております。原因究明のために業者の方からメーカーに今データを送付していただいております。原因が分かり次第コマンドを書き換えていただく予定となっております。また本日のシステムダウンにつきましては、原因がまだ分かっておりませんで、業者に急ぎ対応していただく予定となっております。この新システムはセルフチェック機能を有しておりますので、通信状態も自動で点検できる機能を持っておりますが、テスト段階では十分にOKだったんですけども、残念ながら運用のところ突然不具合を起こすということになってしまいました。できる限り急ぎの対応をいたしますので、どうかよろしくお願ひいたします。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

暫時休憩をします。

（暫時休憩）

○委員長（喜々津英世委員）

休憩を閉じて再開をいたします。

ほかに何かありませんか。

金子委員。

○委員（金子恵委員）

今日の議会の中で気があったので、皆さんにちょっと考えていただきたいということがありましたので御意見をさせていただきます。今日安部議員の一般質問のときにずっと後ろの方で録画をされておられました。で、ずっと音がしてたので何なのかなと思つて後ろを見たら録画をしていたと。一応議長の許可は得ているということではありましたが、一般質問前に録画を許可をしましたということも一切なかったですし、なかったのと、個人にそういう許可を出すことが今後何でもかんでもいうふうになるんじゃないかと。一応傍聴規則を見ましたら9条で議長の許可を得たらいいとはなつてますけど、多分その対象とするのはマスコミ関係だと思ふんですね。ですから個人に対しての許可というのが今回どうだったのかなというのと、音がしつかりもうずっとしていたというのと、私たちは許可を出したということを知らずに撮影されていたという

こともあるので、こういう場合をちょっと今後やっぱり考えていくべきことの1つではないかと思ったので御提案をさせていただきます。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

私の方に富永課長から傍聴人から撮影の許可がありました。私は認めたんですけども、ただしその後、音がしたんで、音を止めてくれということを指示を出しました。そういう経過です。最初に皆さんにお諮りしてする方法もあったんですけども、まあ急に言われたのでそういうことで、そういう経緯です。

○委員長（喜々津英世委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

今日はそういうことでいいかもしれませんが、今後はやっぱり個人ですと規則がやさしくなったにしてもやっぱりその辺は慎むべきじゃないか。今、金子委員が言われますようにマスコミとか、そういった場合は事前に言われているのもありますので、今後そういうふうにしたらいいいのではないかと私は思います。

○委員長（喜々津英世委員）

西岡委員。

○委員（西岡克之委員）

ライブで、YouTube で配信はされてるんですよね。それを使用されればいいことで、臨場感という部分で違うかもしれませんが、やはり今後 YouTube の配信で録画をすべきだろうというふうに、その方が平等性があるのではないですかね。そういうふうに思い、これは提言です。

○委員長（喜々津英世委員）

議長。

○議長（内村博法議員）

1つ許可した理由には YouTube で配信されてるんですね。したがって、別に問題ないだろうとこういう判断です。私の判断はね。だからそういう判断の下に行っているわけですね。YouTube で公然と配信されてるわけですから、その辺り今後もし問題、限定するならば申し合わせ事項で厳密にやるかどうかですね。次の議会運営委員会で、構成員で、その辺りはじっくりやっていただきたいと。私の判断はいわゆる YouTube で流れてるから、しかも後ろ向きに撮っているからね。そういう判断です。

○委員長（喜々津英世委員）

河野委員。

○委員（河野龍二委員）

議会の運営上で議長が許可を出してるわけですから、そこはもう何も多分言えないと

いうふうに思うんですよ。ただ、やはりマスコミの報道というのは、マスコミの撮影というのは報道に利用するという意味で、今回録画をしたというのが、目的が何なのかっていう部分ですね、目的が何なのかというところが非常に明確ではないと。やっぱり先程言うように YouTube で流れているから、それを活用すればいいことであるし、そこら辺がちょっと曖昧の中で、単に許可できるというふうなところは非常にやっぱり気にはなるところですよ。今後のやっぱり議会の運営上ですね。だからそこら辺を明確にしていくような必要性があるというふうに思います。

○委員長（喜々津英世委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、何か私のことなんですけど、私全く知りませんでした。その撮っていたことも知らないし、音も分からないし、何も分からなかったんですけど、今初めて聞きました。それでそれは誰が撮ってた、分からない。すいません。

○委員長（喜々津英世委員）

富永課長。

○監査事務局長兼議事課長（富永正彦君）

私も議場の後ろの操作の方におったものですから、事務局の方からあそこのドア越しに呼ばれて、傍聴者の方が撮影をしたいという申し入れが来てますけどということだったので、撮影は議長許可だからということで私が議長の方に出向いて撮影許可を今求められてますがよろしいですかということで、議長はいいということでそれを本人に申し伝えて、撮影が多分開始されたということで考えております。それともう1点ですけども、傍聴規則上は先程も言われてますように、議長許可によってできるということになっておまして、仮にそこに先程河野議員が言われたように利用の目的とかその辺りをどこまで、じゃあ目的を書いたらどこまでをいいとするのか、だめとするのか、何だからだめ、これだからいい、その選択肢を線を引くっていうのが私は難しいと思ってます。撮影の許可については、議会を公開するという大前提で撮影の許可をしてきた経緯があると思いますので、そこで目的は問う必要はないだろうと私は考えています。以上です。

○委員長（喜々津英世委員）

基本的には、傍聴規則の中のあれは報道関係者ということで前は進めて来ていたはずと思ってるんですよ。だから、YouTube でやってるからもうどんどん許可してよかというそれもまた一理はあるけども、やっぱりそれが果たして河野委員の言うように、利用目的とかそういったものが何なのかというのがあります。これは次の議員たちの議会運営委員会でもらわんばいかん。もう1つは議長の許可があればということですから議長が許可したということであれば、やはり議場で本日は撮影の申し出があつておりますので許可をしておりますということは。やっぱり議員には知らせる必要があるとい

うふうに思います。従来からそういうやり方でやってきたわけですので、それは1つ議長にはお願いをしておきたいと思います。そしたらこの件はそういうことで、次回の議会運営委員会で検討をしていただくと。

それともう1点私からちょっとお諮りしたいんですが、昨日の報告第1号専決処分に係る報告ですね。あれは30年3月の定例会で町長の専決処分事項を大幅に見直しして、やったあとの契約変更第1号だったと思うんですが、要するに専決処分だから簡単にもう報告を済ましておけばいいんだという感覚じゃなかったのかなと。例えば変更の目的なし変更はなし金額だけがあって、じゃあ何の目的で何のために変更契約に至ったのかというものは全く理解ができないわけですよ。通常議案であればそういった変更契約をする資料を提出して、説明をして理解を得る努力をするわけですから。そこまでの資料は出せとは言いませんけれども、もう少しやっぱり専決処分書の中に3項目しかありませんでしたけれども、もう1項目ぐらい付け加えて下地補強剤とか何とかが必要になって変更せざるを得なかったということですけど、やっぱそういったことは書くべきだというふうに思うんですが、まず、議員の皆さん方の御意見を聞いた上で議長に正式にお願いをして、執行側に申し入れをしたいなという思いはしております。暫時休憩して、そこら辺の意見を聞かしていただきたいと思います。ないようであれば財務規則いろんな問題があってああいうふうになったのかなと思いますけれども、事務局にも調べていただいた上で、できれば議長を通じて申し入れをしたいなと思います。いかがですか。

よろしいですね。はい、じゃあその様に取り扱いをしたいと思います。

ほかにありませんか。無いようでしたらこれで本日の議会運営委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

(閉会 17時13分)